

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第3四半期分)

法人名	独立行政法人森林総合研究所	
案件番号	5	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
契約の件名及び数量	水流に対する樹木の抵抗特性測定のための水路実験補助作業	
契約締結日	平成25年10月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)共和技研	
入札経緯及び結果	平成25年9月19日 入札公告	
	平成25年10月11日 入札説明書交付期限等	
	平成25年10月15日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	入札審査委員会において、仕様書、公告日、公告掲示場所等について検討した。より多くの参加が見込めるよう実験実施期間、人員配置等について仕様書内容を一部見直した。
②業務等準備期間の十分な確保	○	前年度と同様の業務履行期間を確保した。
③公告期間の見直し	○	前年度と同様の公告期間を確保した。
④公告周知方法の改善	○	林木育種センターへ入札公告の掲示を依頼し、幅広くPRを行った。また、つくば市商工会および筑波研究支援センターのホームページに調達情報のリンクを貼ってもらい幅広く周知を図った。
⑤電子入札システムの導入	×	現在導入の予定はない。
⑥業者等からの聴き取り	○	応札者以外に入札説明書を受領した者はいなかった。
⑦競争参加資格の拡大	○	予定価格に対応する格付等級のほか、全等級を対象とした。前年度も全等級としている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策は全て実施した。		
契約監視委員会のコメント		
上記のとおり、法人における改善取組はほぼ実施されているが、業務等準備期間、公告期間の見直し等改善する余地はあると思われる。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き見直しを実施し、複数応札となるよう取り組む。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
委員の合議により審議		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第3四半期分)

法人名	独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター	
案件番号	2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	平成25年度独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター分収造林契約地(栃木県外17県)境界図作成業務	
契約締結日	平成25年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般社団法人日本森林技術協会	
入札経緯及び結果	平成25年7月31日 入札公告 平成25年8月28日 競争参加資格確認申請×切 平成25年9月26日 開札(不落)	
	平成25年10月2日 入札公告 平成25年10月23日 競争参加資格確認申請×切 平成25年11月12日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	初度入札において、技術者の要件を緩和し応札者拡大を図った。2回目の公告では境界図作成対象地を縮小し、応札者拡大を図った。
②業務等準備期間の十分な確保	○	初度入札において、入札公告日から開札日まで休日を除いて40日間を確保した。2回目の公告では施工期間を勘案し、休日を除いて28日間確保した。
③公告期間の見直し	○	初度入札において、休日を除いて20日から21日間に延長した。2回目の公告では施工期間を勘案し、休日を除いて15日間確保した。
④公告周知方法の改善	○	平成22年度にRSSを導入し、幅広く周知を図っている。
⑤電子入札システムの導入	×	維持管理費用に見合う入札件数を見込めないため導入していない。
⑥業者等からの聴き取り	○	配置予定技術者の確保が困難とのことであった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取組は、現在対応可能な方策をすべて実施した。		
契約監視委員会のコメント		
上記のとおり、法人における改善取組はほぼ実施されているが、「業者等からの聴き取り」によって得られた改善事項があれば、翌年度以降改善していく必要がある。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
これまでの取り組みを引き続き実施する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
委員の合議により審議		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。